

即位後朝見の儀を国の儀式として行うことについて

〔 令和元年5月1日  
閣議決定 〕

- 1 国の儀式として、即位後朝見の儀を行う。
- 2 即位後朝見の儀は、令和元年5月1日、宮中において行う。
- 3 即位後朝見の儀の細目は、宮内庁長官が定める。